

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第57号）（環境政策局地球温暖化対策室）

地球温暖化対策に係る社会情勢の変化を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量について、令和12年度の削減目標を引き上げるとともに、令和17年度及び令和22年度の削減目標を新たに定めるほか、令和32年の脱炭素社会の実現に係る排出量の削減対象を「二酸化炭素」から「温室効果ガス」にする等のため、京都市地球温暖化対策条例を改正することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第57号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

前文のうち第6項中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の量が実質ゼロ」に改め、第7項中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に改める。

第1条中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に、「二酸化炭素の排出」を「温室効果ガスの排出」に、「よる二酸化炭素」を「よる温室効果ガス」に改める。

第3条第1号中「二酸化炭素排出量正味ゼロ」を「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に改める。

第4条中「、令和12年度までに」を削り、「平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量からその40パーセントに相当する量以上の量を削減した」を「次の各号に掲げる年度までに、当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 令和12年度 平成25年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（以下「基準年度排出量」という。）からその46パーセントに相当する量以上の量を削減した量
- (2) 令和17年度 基準年度排出量からその60パーセントに相当する量を削減した量
- (3) 令和22年度 基準年度排出量からその73パーセントに相当する量を削減した量

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)